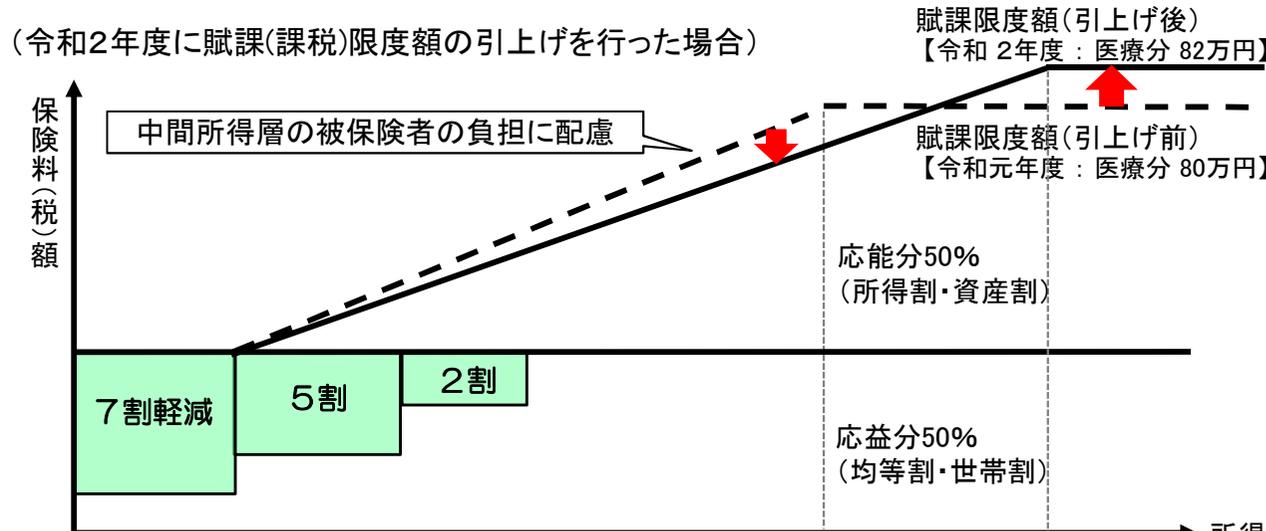


# 令和2年度の国保保険料(税)に係る賦課(課税)限度額の在り方

○ 国保保険料(税)の賦課(課税)限度額については、これまで被用者保険におけるルール(※)とのバランスを考慮し、該当世帯割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を引き上げているところ。

※最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように法定されている。

○ 令和2年度においては、医療給付費等の増加が見込まれる中で、基礎賦課分を2万円、介護納付金分を1万円、それぞれ引き上げることにより、中間所得層と高所得層の引上げ幅の公平を図ることとする。(後期高齢者支援金等分は据え置く)



※ 賦課限度額(医療分)に達する収入及び所得(注1、注2)【令和元年度】 【令和2年度】  
(基礎賦課分+後期高齢者支援金等賦課分)

給与収入 約1,090万円/年金収入 約1,080万円  
(給与所得 約870万円/年金所得 約870万円)

給与収入 約1,120万円/年金収入 約1,110万円  
(給与所得 約900万円/年金所得 約900万円)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

(注2) 保険料率等は、旧ただし書・4方式を採用する平成29年度全国平均値で試算。【平成29年度】所得割率 8.66%、資産割額 14,192円、均等割額 30,202円、世帯割額 28,208円。同様の考え方で令和2年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約1,000万円/年金収入約980万円、2方式の場合には給与収入約1,110万円/年金収入約1,100万円。

## ● 賦課(課税)限度額の引上げ案(令和2年度)

	医療分(計)	基礎賦課(課税)分	後期高齢者支援金等賦課(課税)分	介護納付金賦課(課税)分	合計
引上げ前	80万円	61万円	19万円	16万円	96万円
引上げ後(引上げ幅)	82万円(+2万円)	63万円(+2万円)	19万円(引上げなし)	17万円(+1万円)	99万円(+3万円)

## ● 限度額該当世帯の割合(令和2年度(推計))(注3)

	医療分(計)	基礎賦課(課税)分	後期高齢者支援金等賦課(課税)分	介護納付金賦課(課税)分	合計
前年度(R元)	1.94%	2.00%	1.76%	0.97%	1.69%
引上げ前(R2)	2.02%	2.11%	1.79%	1.11%	1.79%
引上げ後(R2)	1.93%	1.99%	1.79%	1.00%	1.68%

(注3) 平成29年度国民健康保険実態調査に基づき、令和2年度における状況を推計したもの。

引上げにより、中間所得層の伸び率が高所得層の伸び率を若干下回る水準まで抑えられる。

引上げを行わないと該当世帯が増加するところ、引上げにより現状をほぼ維持。

## ● 賦課(課税)限度額引上げに伴う収入別の保険料への影響(令和2年度(推計))(注4)

	令和元年度 医療分(80万円)		令和2年度 医療分(据え置き)(82万円)		令和元年度 介護分(16万円)		令和2年度 介護分(据え置き)(17万円)		令和元年度 合計(96万円)		令和2年度 合計(据え置き)(99万円)	
年収400万円(前年度伸び率)	27.8万円	28.6万円(+2.7%)	28.5万円(+2.3%)	2.39万円	2.63万円(+10.0%)	2.59万円(+8.6%)	30.2万円	31.2万円(+3.3%)	31.0万円(+2.8%)			
限度額該当世帯(前年度伸び率)	80.0万円	80.0万円(+0.0%)	82.0万円(+2.5%)	16.0万円	16.0万円(+0.0%)	17.0万円(+6.3%)	96.0万円	96.0万円(+0.0%)	99.0万円(+3.1%)			

(注4) 中間所得層と高所得層(賦課(課税)限度額到達世帯)について、平成29年度実績に基づき、予算ベースで令和2年度における状況を推計したもの。